

おなの森ニュース

環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供します。



当ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。

※SOMPOアセットマネジメントでは、ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使っている運用商品を「ESG投信」としています。ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。

ECOTREND —環境に関する旬の情報をお届けします—

大阪・関西万博における次世代のエネルギー関連技術の活用

4月13日から開催されている大阪・関西万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、さまざまな領域の技術によってもたらされる未来社会の姿が提示されています。エネルギー分野では、ペロブスカイト太陽電池が貼り付けられて太陽光発電によりファンが駆動するスタッフユニフォームや、水素燃料電池と蓄電池のハイブリットで動く客船を目にすることができます。また、生ごみから作られたバイオガスに含まれるCO2と水素からメタンを合成するメタネーション技術や、空気中のCO2を直接回収する技術等の実証実験も行われています。

出典：資源エネルギー庁、未来のエネルギー技術が集結！大阪・関西万博の見どころをチェック（太陽光・水素編、カーボンリサイクル編）

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/expo2025_01.html（アクセス日：2025年5月22日）

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/expo2025_02.html（アクセス日：2025年5月22日）

「外来種被害防止行動計画 第2版」の公表 ～ネイチャーポジティブの実現に向けて

環境省は2030年のネイチャーポジティブ実現に向けて、外来種の定着予防や拡大防止等を目指す本計画を公表しました。本計画は、生物多様性条約締約国会議で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、目標達成に向けた6つの行動（1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定、2：外来種対策の実行、3：外来種対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用、4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進、5：国際連携、国際貢献等、6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策）を設定し、国や企業等の役割と取るべき具体的な行動を記載しています。

出典：国土交通省、「外来種被害防止行動計画 第2版」の公表について～外来種被害防止行動計画を見直しました～

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000343.html（アクセス日：2025年5月22日）

環境省が「生物多様性見える化システム」の試行運用を開始

● ネイチャーポジティブ実現に向けた生物多様性の「見える化」

日本政府が2023年3月に決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」では、2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止めて反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成を目指しています。そして、「30by30目標」の達成と多様な生態系のネットワーク化に向け、生物多様性の重要性や保全効果の「見える化」を重点施策と位置づけています。

これを踏まえて、環境省は2024年度から「生物多様性見える化システム」の設計・開発を進め、2025年4月に同システムの機能の一部として「生物多様性マップ」と「自然共生サイト検索ナビ」の試行運用を開始しました。「生物多様性マップ」では、全国の保護地域や、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域と認定されている自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認でき、「自然共生サイト検索ナビ」では全国の自然共生サイトの取組内容等を閲覧できます。



● 「生物多様性見える化システム」の今後の予定

環境省は、同システムにより、奥山から中山間地域、さらに都市部まで、陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供するとともに、更新可能なシステムを開発し、必要な機能を付加・充実させることとしています。今後、自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を入出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進めて、公開する予定です。

出典：環境省、生物多様性見える化システムの試行運用開始について
https://www.env.go.jp/press/press_04815.html (アクセス日：2025年5月22日)
 環境省、生物多様性見える化システムについて (概要)
<https://www.env.go.jp/content/000308678.pdf> (アクセス日：2025年5月22日)
 環境省、生物多様性「見える化」マップ (試験運用中)
<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/> (アクセス日：2025年5月22日)

資源エネルギー庁が「日本のエネルギー エネルギーの今を知る10の質問」を公表

エネルギーに関する知識の普及や理解の促進等を目的として、資源エネルギー庁は広報パンフレット「日本のエネルギー」を作成しています。その2024年度版が2025年3月に公表され、日本のエネルギー事情や展望・目標等を10の切り口でわかりやすく説明しています。

● 日本のエネルギー政策の基本方針は「S+3E」

日本のエネルギー政策は、安全性（Safety）の確保を大前提に、安定供給（Energy Security）を第一としながら、経済効率性（Economic Efficiency）と環境適合（Environment）を同時追及するという「S+3E」を基本方針としています。



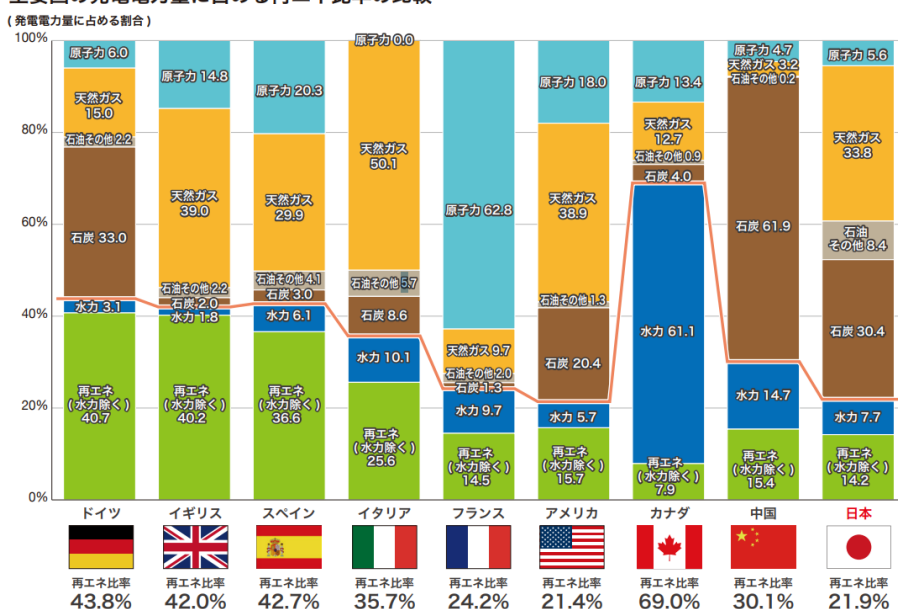
安定供給については、日本はすぐに使える資源が乏しく、海外から輸入する石油・石炭・天然ガス等に大きく依存しており、エネルギー自給率は12.6%（2022年度）と低く、OECD38カ国中37位です。このため、エネルギー需給の逼迫によって急激な価格上昇に直面するという経済効率性での課題も抱えており、自給率を2040年度に3～4割程度まで高めることを見込んでいます。環境適合では、温室効果ガスの削減について、世界全体での1.5℃目標と整合的で野心的な目標として、2035年度に2013年度比60%削減、2040年度に同73%削減と掲げています。

● 再エネ比率向上に向けて注目される新技術

このような課題を解決するため、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すGX（グリーン・トランスフォーメーション）の取組が重要となっています。

特に安定供給と脱炭素の両立の観点から、主要国と比べて低い発電電力量に占める再生可能エネルギーの比率を、2022年度の21.9%から2040年度には4～5割程度に高めることを目指しています。そのための新たな技術として、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力等が注目されています。

主要国の発電電力量に占める再エネ比率の比較



出典：資源エネルギー庁, 日本のエネルギー エネルギーの今を知る10の質問

https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/energy_in_japan2024.pdf（アクセス日：2025年5月22日）

GX率先実行宣言

エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すGX（グリーン・トランスフォーメーション）には、温室効果ガスの排出削減に貢献する製品や製造過程での排出削減効果が高い製品の需要拡大が不可欠ですが、その生産コストが高い場合には自律的に需要が立ち上がりにくいという課題があります。そのような製品の需要側からの市場創造に向けた取組を加速させるため、経済産業省は「GX率先実行宣言」の枠組みを2024年12月に創設しました。グリーンスチール、グリーンケミカル、低炭素水素といった製品等を積極的に採用することを企業が自主的に宣言して取組内容を開示するものであり、環境省は、「GX率先実行宣言」企業がCO2排出削減について取引先等と連携する場合に、省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する事業を予定しています。

地域生物多様性増進法

「地域生物多様性増進法（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）」は、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止めて反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、2024年4月に公布、2025年4月1日に施行されました。同法では、生物多様性の増進（維持・回復・創出）についての基本理念や、国・地方公共団体の責務と事業者・国民の努力により連携することを規定しています。また、従来から、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている“区域”を「自然共生サイト」として環境大臣が認定してきましたが、より幅広い取組を柔軟に促進するために“活動”を認定する制度として同法で法制化しており、企業等による「増進活動」と市町村による多様な主体との「連携増進活動」の各実施計画を主務大臣である環境・農林水産・国土交通の各大臣が認定します。

化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals : GFC）

「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）」は、「環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、それが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的として、国連環境計画（UNEP）による2023年9月の第5回国際化学物質管理会議で採択されました。2006年の第1回会議で採択された「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」の2020年目標「化学物質が人の健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする」が未達となり、「GFC」はその後継となる枠組みです。多様な部門での多様な主体による化学物質のライフサイクルを通じた管理を目指して、5つの戦略的目的とその達成のための28の個別ターゲットを設定しており、日本も2025年4月公表のGFC国内実施計画に基づいて取り組むこととしています。

（出所：各種資料をもとに S O M P O リスクマネジメント作成）

ぶなの森ニュース 2025年6月号

S O M P O アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432（リテール営業部）

ホームページアドレス：<https://www.sompo-am.co.jp/>

< 当ファンドの主なリスクと留意点 >

《 基準価額の変動要因 》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《 その他の留意点 》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。
- ◆ ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。